



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(省 令)

- 国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令 (財務五〇)
- 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一〇三)
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (農林水産・環境三)
- 動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令 (国土交通七六)
- (告 示)
- 関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件 (財務一七〇)
- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件 (同一七一)

二 三 四 五 六 七 八

- 有機加工食品の日本農林規格の一部を改正する件 (財務・農林水産一八)
- 有機飼料 (調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。)及び有機加工食品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件 (同一九)
- 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 (同一〇)
- 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 (同一)
- 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準の一部を改正する件 (同一二)
- 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 (同一三)
- 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 (同一四)
- 日本農林規格等に関する法律施行令第二条第一項の農産物等に係る主務大臣が定める基準等の一部を改正する件 (同一五)
- 日本農林規格等に関する法律施行令第二条第二項の畜産物等に係る主務大臣が定める基準等の一部を改正する件 (同一六)

三

- 日本農林規格等に関する法律施行令第十八条第三号の飲食料品に係る主務大臣が定める基準の一部を改正する件 (同一七)
- 有機農産物の日本農林規格の一部を改正する件 (農林水産一二八〇)
- 有機飼料の日本農林規格の一部を改正する件 (同一二八一)
- 有機畜産物の日本農林規格の一部を改正する件 (同一二八二)
- 有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格の一部を改正する件 (同一二八三)
- 有機農産物及び有機飼料 (調製又は選別の工程のみを経たものに限る。)についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件 (同一二八四)
- 有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件 (同一二八五)
- 豊表の日本農林規格の一部を改正する件 (同一二八六)
- 豊表についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 (同一二八七)
- 漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件 (同一二八八)
- 漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十二号の規定に基づき農林水産大臣が定めた期間を定める件の一部を改正する件 (同一二八九)

三

- 特定水産資源 (大西洋くろまぐろ (大西洋海域)、大西洋くろまぐろ (東大西洋海域)、にしくろかじき (大西洋条約海域)、にしまかじき及びふうらいかじき (大西洋条約海域)、びんなが (南大西洋海域)、めかじき (南大西洋海域)、めかじき (北大西洋海域)、めばち (北大西洋海域)、よしきりざめ (北大西洋海域)、あおざめ (南大西洋海域) 並びによしきりざめ (南大西洋海域)) に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件 (同一二九〇)
- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件 (経済産業九七)
- 中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件 (同九八)
- 中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件 (同九九)
- 旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値 (同一〇〇)
- 旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値 (同一〇一)
- ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値 (同一〇二)
- 温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件の一部を改正する件 (経済産業・環境七)

三

(以下次のページへ続く)

ロ	有尾目	
	(1) おおさんしゅうお科	
1	<u>Andrias</u> 属 (オオサンショウウオ属) 全種	
五	条鱧亜綱	(略)

	(新設)	
五	条鱧亜綱	(略)

別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物 (第三十条関係)

項	種	名
第一	動物界	(略)
三	両生綱	
イ	有尾目	
	(1) おおさんしゅうお科	
1	<u>Andrias</u> 属 (オオサンショウウオ属) に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物	
四	条鱧亜綱	(略)
五	昆虫綱	(略)

別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物 (第三十条関係)

項	種	名
第一	動物界	(略)
	(新設)	
三	条鱧亜綱	(略)
四	昆虫綱	(略)

附 則

この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和六年政令第二〇一号)の施行の日(令和六年七月一日)から施行する。
 ○国土交通省令第七十六号
 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)第二十一条及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第十四条(第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令

動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和三十一年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
(運転免許)		(運転免許)	
第三条 (略)		第三条 (略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	
4 前項の運転免許証には、次に掲げる事項を記載するものとする。		4 前項の運転免許証には、次に掲げる事項を記載するものとする。	
一・二 (略)		一・二 (略)	

三 氏名及び生年月日
四 六 (略)

5・6 (略)

(運転免許の申請)

第五条 運転免許を受けようとする者は、地方運輸局長に、次の事項を記載した運転免許申請書を提出しなければならない。

一 (略)

二 氏名及び生年月日

三 五 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの申請者の写真(以下「免許用写真」という。)二枚(第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚)を添付しなければならない。

一 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあつては、国籍、氏名及び生年月日を証する本国領事官の証明書。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類とする。)

二 (略)

3 (略)

(受験資格)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

一 十八歳未満の者

二 (略)

(運転免許証の再交付)

第十二条 運転免許を受けた者は、運転免許証を滅失し、又は毀損したときは、地方運輸局長に第二号様式による運転免許証再交付申請書を提出して、その再交付を求めることができる。

2 前項の申請書には、戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあつては、国籍、氏名及び生年月日を証する本国領事官の証明書。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類とする。)及び免許用写真一枚を添付しなければならない。

(動力車操縦者運転免許原簿)

第十五条 地方運輸局長は、動力車操縦者運転免許原簿(以下「原簿」という。)を設け、運転免許証を交付したときは、次の各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。

一 三 (略)

四 氏名及び生年月日

五 七 (略)

2 (略)

(指定の申請)

第十七条 (略)

3 第一項の申請書には、養成所において使用する教科書を添付しなければならない。

三 氏名、生年月日及び性別
四 六 (略)

5・6 (略)

(運転免許の申請)

第五条 運転免許を受けようとする者は、地方運輸局長に、次の事項を記載した運転免許申請書を提出しなければならない。

一 (略)

二 氏名、生年月日及び性別

三 五 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの申請者の写真(以下「免許用写真」という。)二枚(第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚)を添付しなければならない。

一 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあつては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国領事官の証明書。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類とする。)

二 (略)

3 (略)

(受験資格)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

一 二十歳未満の者

二 (略)

(運転免許証の再交付)

第十二条 運転免許を受けた者は、運転免許証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に第二号様式による運転免許証再交付申請書を提出して、その再交付を求めることができる。

2 前項の申請書には、戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあつては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本国領事官の証明書。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類とする。)及び免許用写真一枚を添付しなければならない。

(動力車操縦者運転免許原簿)

第十五条 地方運輸局長は、動力車操縦者運転免許原簿(以下「原簿」という。)を設け、運転免許証を交付したときは、次の各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。

一 三 (略)

四 氏名、生年月日及び性別

五 七 (略)

2 (略)

(指定の申請)

第十七条 (略)

3 第一項の申請書には、養成所において使用する教科書を添付しなければならない。

別表二(第六条、第八条の二関係)

項目	基準
視機能	一 (略) 二 動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる両眼視機能の異常がないこと。 三 動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる視野の異常がないこと。 四 動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる色覚の異常がないこと。
(略)	(略)

第一号様式(第三条関係)

(表紙)
(略)
(表紙内側)

注意事項
1 運転免許証を滅失し、又は毀損したときは、再交付を受けること。 2 氏名又は所属事業者名に変更が生じたときは、遅滞なく、当該変更の事実を証明する書類を添えて、記載事項変更の記入の申請をすること。 3 次の場合には、遅滞なく、運転免許証を返納すること。 ア 運転免許が取り消されたとき。 イ 運転免許証の再交付を受けたとき。 4 運転免許が停止されたときは、遅滞なく、運転免許証を提出すること。

別表二(第六条、第八条の二関係)

項目	基準
視機能	一 (略) 二 正常な両眼視機能を有すること。 三 正常な視野を有すること。 四 色覚が正常であること。
(略)	(略)

第一号様式(第三条関係)

(表紙)
(略)
(表紙内側)

注意事項
1 運転免許証を滅失し、又はき損したときは、再交付を受けること。 2 氏名又は所属事業者名に変更が生じたときは、遅滞なく、当該変更の事実を証明する書類を添えて、記載事項変更の記入の申請をすること。 3 次の場合には、遅滞なく、運転免許証を返納すること。 ア 運転免許が取り消されたとき。 イ 運転免許証の再交付を受けたとき。 4 運転免許が停止されたときは、遅滞なく、運転免許証を提出すること。

(表)

交付 年 月 日 (再交付 年 月 日)		
地方運輸局長		
<input type="checkbox"/> 印		
運転免許の条件		
写真 <small>スキャン</small>		
氏名		
所 属 事業者名		
年 月 日生		
運転免許の種類	運転免許の番号 及び年 月 日	地方運輸局印

(裏)
(略)

(表)

交付 年 月 日 (再交付 年 月 日)		
地方運輸局長		
<input type="checkbox"/> 印		
運転免許の条件		
写真 <small>スキャン</small>		
氏名		
所 属 事業者名		
年 月 日生 <small>男</small>		
運転免許の種類	運転免許の番号 及び年 月 日	地方運輸局印

(裏)
(略)

第一号の二様式(第五条関係)

○	○
動力車操縦者運転免許申請書 運転免許を下記により申請します。 _____ 年 月 日 申請者氏名 現住所 地方運輸局長 殿	
氏 (ふりがな) 名	生 年 月 日
本 籍	
所 属 事 業 者 名	
試験免除該当事項	
現に受けている運転免許の種類及び番号	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">収入 印紙</div>	

(略)

第一号の二様式(第五条関係)

○	○	
動力車操縦者運転免許申請書 運転免許を下記により申請します。 _____ 年 月 日 申請者氏名 現住所 地方運輸局長 殿		
氏 (ふりがな) 名	性別	生 年 月 日
本 籍		
所 属 事 業 者 名		
試験免除該当事項		
現に受けている運転免許の種類及び番号		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">収入 印紙</div>		

(略)

第二号様式(第十二条関係)

○	○	
<p>動力車操縦者運転免許証再交付申請書</p> <p>動力車操縦者運転免許証を <u>滅失</u> したので再交付を申請します。</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>申請者氏名</p> <p>現 住 所</p>		
<p>地方運輸局長 殿</p>		
<p>運転免許の種類及び番号</p>	<p>免許</p>	<p>第 号</p>
<p>収入 印紙</p>		

(日本産業規格A列 4 番型)
(備考) 滅失、毀損は不要の文字を抹消すること。

第二号様式(第十二条関係)

○	○	
<p>動力車操縦者運転免許証再交付申請書</p> <p>動力車操縦者運転免許証を <u>滅失</u> したので再交付を申請します。</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>申請者氏名</p> <p>現 住 所</p>		
<p>地方運輸局長 殿</p>		
<p>運転免許の種類及び番号</p>	<p>免許</p>	<p>第 号</p>
<p>収入 印紙</p>		

(日本産業規格A列 4 番型)
(備考) 滅失、き損は不要の文字を抹消すること。

第三号様式(第十三条関係)

○ ○

動力車操縦者運転免許証記載事項変更記入申請書

下記の通り変更がありましたので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者氏名
現 住 所

〔 地方運輸局長 殿 〕

運転免許の種類及び番号	免許	第	号
変 更 事 項			
氏 (ふりがな) 名	旧	新	
所 属 事 業 者 名	旧	新	

(略)

第三号様式(第十三条関係)

○ ○

動力車操縦者運転免許証記載事項変更記入申請書

下記の通り変更がありましたので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者氏名
現 住 所

〔 地方運輸局長 殿 〕

運転免許の種類及び番号	免許	第	号
変 更 事 項			
氏 (ふりがな) 名	旧	新	
所 属 事 業 者 名	旧	新	

(略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に運転免許を受けている者の有する運転免許証は、この省令による改正後の動力車操縦者運転免許に関する省令第三条第四項の規定及び第一号様式にかかわらず、この省令の施行後も、なお有効とする。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。